

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6長地環第5-1号

令和6年（2024年）6月10日

長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	○
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社市川商会 代表取締役 市川真一 長野県中野市大字越 1236 番地	
申請の区分（I）	産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第46条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字竹原 1897 番 16 ほか
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設
	③処理を行う廃棄物の種類	がれき類
	④廃棄物の処理施設の処理能力	800 t/日 (100 t/h : 8時間稼働) (破碎機計2台 : 100 t/h、102 t/h)
関係図書の縦覧	縦覧に供する場所	長野県長野地域振興局 環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	令和6年6月11日（火）から令和6年7月10日（水）まで（土日・祝日その他県の休日を除く。）
	縦覧時間	午前8時30分～午後5時